

給水管やメーターが地上にむきだしになっている場所はありませんか。冬本番を迎えて、特に北風の強い場所では、中の水が凍ったり、そのために管が破裂することがあります。水道管にも冬支度をしていただくことにより、これらを防ぐことができます。

水道管も冬支度を

予防!

保温チューブ(市販)や布を巻き、ビニールで覆うなどして給水管を保温してください。



凍った!

ゆっくりとぬるま湯をかけてとがしてください。急に熱湯をかけると管が破裂したりします。



破裂した!

止水栓を閉めるか、破裂した部分に布やテープをしっかり巻きつけて、すぐに市指定工事業者に修理の依頼をしてください。メーターが破損した場合は水道部までご連絡ください。



あなたの飲み水です!
受水槽はいつも清潔に

マンションや団地、アパートなどの中高層集合住宅には水を貯めておく受水槽があります。みなさんの大切な飲み水ですから、「設置者」はもちろんお住まいの方も、受水槽やその周辺を清潔に保つなどの管理をお願いします。また会社では、受水槽の「清掃等の管理状況」と「残留塩素の測定」について、無料点検指導を行っています。訪問の際にはご協力をお願いします。



水道部

インフォメーション

■恒例の水道フェア開催



今年も10月の28日・29日、池上曾根道跡史跡公園において、「商工まつり&都市緑化・水道フェア」が開催されました。当日はあいにくの雨でしたが、約7万8千人の方々に足を運んでいただき、雨模様を吹き飛ばす明るい声がはるばる2日間とまりました。

■備えあれば憂いなし!「防災訓練」を実施

11月19日、和泉市防災訓練が黒高山公園で、多くの市民にお集まりいただき、各種団体協賛のもと実施されました。水道部ではライフライン確保のため、「応急復旧工事と応急給水」の実演をしました。

公社

インフォメーション

■公共工事安全講習会を開催

去る9月20日、工事の安全対策および地下埋設物の保全についての講習会を、水道部をはじめ関係部局の協賛を得て開催しました。和泉警察署、泉大津労働基準監督署、関西電力(株)、大阪ガス(株)、建設業労働災害防止協会などから講師を招き、市内93業者を対象に、現場における様々な場面に則した講義をしていただきました。

■水道施設見学会に小学生が参加

今回は、信太・横山小学校の4年生138名がバス3台に分乗し、11月24日大阪府水道部「村野浄水場」などを見学しました。「村野浄水場」では安全で安心して飲める高度浄水処理工程を、水のめぐみ館「アーク琵琶」では琵琶湖の歴史や水利用の展示を見学。水に親しみ、水道水への理解を深めていただきました。



水にまつわるエッセイ募集!

身近な水についての思い出や苦労話、エピソード(文字数300字程度)などを募集します。また、水に関連した短歌や俳句も同時募集します。「すいどうだより」で紹介させていただいた方には図書券3000円分をお送りさせていただきます。ふるって応募ください。

●応募方法

応募作品とともに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、下記へ送付ください。
〒594-0041
和泉市いぶき野五丁目4番11号
(株)和泉市公共サービス公社「すいどうだより」係

クイズ

応募方法

官製はがきに答えと住所・氏名・年齢・電話番号と「すいどうだより」へのご意見や感想を記入のうえ、右記へ送付ください。

〒594-0041 和泉市いぶき野五丁目4番11号
(株)和泉市公共サービス公社「クロスワードクイズ」係
応募締切 1月31日(水)

1	2	3	
4			5
6			7
		8	
	9		

タテのカギ

- 1.クジに当たること。
- 2.入りにくい時はここが高い。
- 3.正月を迎えるしるし。
- 5.メルビルの小説。
- 7.大阪のJリーグチーム。

ヨコのカギ

- 1.自分より年の若い人。
- 4.つらい経験。
- 6.バイオテクノロジー。
- 8.反省して告白すること。
- 9.不在証明。



前回の答え
ジョウスイ

水道料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください

いづみし すいどうだより

監修 和泉市水道部
発行 (株)和泉市公共サービス公社
TEL.0725(57)3211
FAX.0725(57)3277

No.9
2001.1.1

W
A
T
E
R



S U P P L Y

水道事業管理者
仲田 博文

S A L U T A T I O N

新年明けましておめでとうございます。西暦2001年という新しい世紀の第一歩となる年が、皆様にとって希望に満ちた幸多き年でありますよう心からお祈りいたします。21世紀は環境、とりわけ水の世紀と言われていいます。これからの水は環境汚染による地球温暖化の影響もあって、今まで温水であるとか異常気象として捉えられた事象が、異常と言えなくなる時代になるかもしれません。そのため、すべての人々が地球環境問題に持続的に取り

組むことはもちろん、水道事業者としてもこれらの変動にどのように対処し、またその手段をいかに持ち得るかが大切であると考えます。本市水道事業は、昭和30年9月に給水を開始し45年を経過しました。この間、市勢の発展とともに4回にわたる拡張事業を実施し、現在100%に近い普及率となっています。昨今の水道に対するニーズには、規制緩和や地方分権、さらにはIT(情報技術)革命など社会情勢の急速な変化とともに多様化し、加

えて、和泉市全体の約70%を受水している大阪府営水道の昨年から値上げは、独立採算制を原則としている本市水道事業にとって大きな負担となっています。このように、水道を取り巻く環境には非常に厳しいものがありますが、これからも「安全で安定した給水体制の確立」を基本目標に、信頼性の高い給水システムの構築と一層の経営努力に取り組みますので、市民の皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。



水道料金に関心のある多くの方は「他の光熱費と比べて料金が高いのでは？」という印象をお持ちのようです。まず、水道料金はどのように計算されるのでしょうか？

基本料金と従量料金(使用水量に応じた料金設定)とがあり、その合計額が水道料金となります。水道料金は2か月に一度検針し、翌月にその2か月分を請求しています。下水道普及地域にお住まいであれば、これに水道使用水量に応じた下水道使用料も請求されます。

【お支払い=(水道料金+下水道使用料)の2か月分】

電気・ガスなど他の光熱水費は毎月請求されますが、水道料金は2か月に1回の請求なので、高いという印象があるのかもしれませんが。このようなことを理解していただければ、水道料金は決して高くはないと思うのですが。

「和泉市の水道料金が他市に比べて高いのでは？」と思われる方もいます。

和泉市では人員削減などの経営努力を重ね、今では阪南各市はもろろ府下でも中位以下で、決して高くはないと思います。

では各家庭で比較すると、平均的な使用水量とはどれくらいなのでしょう？

季節によって使用水量は変わりますし、お住まいの人数によっても増減します。また子供さんが多いと洗濯物が多かったり、ガーデニングの散水や洗車など、各ご家庭の事情で変わりますから平均的な使用水量をあげることは難しいのです。あくまで目安ということですが、総給水量を和泉市の人口で割れば、1人当たり

水は命の源です。毎日の生活に欠かせない水だけに、みなさまからいただくお便りの中には、水道料金に関する質問が多く寄せられています。そこで今回は水道部営業課を訪ね、お話を伺いました。

和泉市の水道料金は

高い？
安い？



の1日の使用水量は310リットル程度になります(平成12年3月現在)。3人家族なら、1日に1m³近い水を使っていることとなります。各ご家庭に配布される「水道使用量・料金等のお知らせ」には、今回検針指示数から前回検針指示数を差し引いた使用水量が記載されていますので、毎回水をつけてご確認いただくとそのご家庭の平均的な使用水量が把握できます。万一、漏水が起きていれば使用水量から発見することもできるのです。また、「水道使用量・料金等のお知らせ」の裏面には、水道に関する情報をコンパクトに記載しておりますので、ぜひ一度お読みください。

漏水に気づかず料金を支払い続けてしまうなんてこともあるんですね。

普段に比べて異常に水道料金が高いと思われたら、まず一度家庭内(戸外も含む)の水の使用をすべてストップしてください。そのうえで水道メーターをご覧いただき、もしメーターのパイロットが回り続けるようでしたら漏水の可能性が考えられますので、水道部漏水専用ダイヤルまたはお近くの市指定工事業者に連絡し、早期に修理してください(有料)。また、水を止める場合は、メーターボックス内の止水栓を右に回してください。

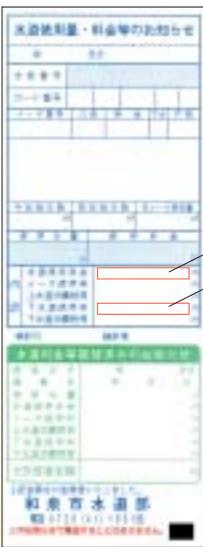


家のメーターを注意して見たことがなかったのですが、漏水などの情報が得られる大切なものですね。

料金徴収の立場からも重要なものから、メーターボックスの中や周辺はつねにきれいにしておいてほしいのです。メーターボックスの上に植木などが置かれていたり、犬を放し飼いにされていると、定期検針や新しいメーターに交換する際に支障をきたします。また、増改築をされる場合もメーターが見えにくい位置にならないように注意していただきたいですね。もしメーター位置を移動されたい場合は、市指定工事業者か水道部までご連絡ください。

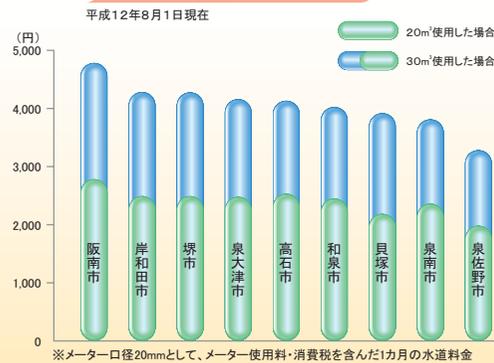
DATA & INFORMATION

お知らせシート



1m³ってどんな量?
1リットル入りの牛乳パック
1000本分

阪南各市水道料金比較表



水道部への届出

届出の種類	理由
新しく水道を使用する	新築・転入などで新しく入居したとき
名義を変更する	引き続き使用するが、名義を変えるとき 給水装置の所有者を変更するとき
使用を中止する	引っ越しをするとき、長い間水道を使用しないとき
使用用途を変更する	例えば、工用から家庭・事務所用、またはその逆などに用途を変更するとき
廃止する	今後水道使用予定がなくなったとき

家のメーターの場所や状態を把握しておかないといけませんね。

マンションなどの集合住宅にお住まいの方は、共同住宅料金扱い(市のメーターは1個)と各戸計量・各戸収納扱い(各戸にメーター)とがありますので、お住まいの管理会社にお問い合わせください。検針は定期的に地区をまとめて効率よく訪ねています。どうぞご協力をお願いします。

各家庭から水道部へ届出をしなければいけないのは、どのような場合ですか？

まず、転入や新築で新しく水道を使用される場合、使用者や給水装置の所有者の名義変更、引っ越しや長期旅行などで水道の使用を中止する場合、また工用から家庭・事務所用などに使用用途を変更する場合、そして水道を使わなくなり廃止する場合です。いずれの場合も、水栓番号をご連絡いただけますとよりスムーズに対応できますので、水栓番号の記載された「水道使用量・料金等のお知らせ」などを手元にご用意いただき、お早めに水道部営業課(TEL.41-1551代)までお電話ください。また、福祉減免制度の適用を受ける際にも届出が必要ですよ。

福祉減免制度とはどのようなものですか？

母子家庭や老人所帯、障害者世帯を対象に水道や下水道の使用料金の一部を免除する制度で、世帯主または生計中心者の前年度所得にかかる市民税が非課税、または均等割のみの世帯(生活保護世帯、市外給水世帯は除く)が該当します。減免対象になると、水道使用料金の基本料金の半額(月額450円)と下水道使用料の基本料金(月額600円)が減免されます。その他、水道料金や検針に関することはお気軽に水道部営業課にお問い合わせください。

福祉減免制度

区分	対象世帯	必要書類	印鑑と最近のお知らせカードまたは領
母子世帯	市母子家庭医療費の助成に関する条例に規定する医療費助成の対象となる人が属する世帯	児童扶養手当証書または医療券・医療証	
重度心身障害者世帯	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人の属する世帯または療育手帳A級の交付を受けている人の属する世帯	身体障害者手帳または療育手帳	
老人世帯	住民基本台帳に記載されている全員が満65歳以上の世帯(配偶者のいずれかが65歳未満で	—	

水道使用料金の減免を受けられますと、原則として下水道使用料の減免も受けられます。(※鶴山台・伏屋町の一部は異なりますので、下水道総務課にお問い合わせください)

漏水修理専用ダイヤル

あつ漏水! 道路で、家庭で 漏水を発見したら!

水道部では漏水修理を24時間体制で受け付けています。家庭内や道路などで漏水を発見された場合は、専用ダイヤルまでご連絡ください。

漏水修理専用ダイヤル
0725(44)1441